

平成 31 年 2 月 20 日

市政記者クラブ 様

子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課
担当 水谷・鈴木 (972-2516)

障害児通所支援事業所の指定の取消しについて

本市は、下記のとおり児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）の規定に基づき行政処分（指定の取消し）を行うこととしましたので、ご報告いたします。

記

1 事業所の概要

法人名及び代表者名 (所在地)	株式会社 ダイアリークリエイト 代表取締役 福山 亮太 (名古屋市瑞穂区洲山町 1 丁目 55 番地の 1 トミービル 5 階)
事業所名 (所在地)	だいありー (名古屋市瑞穂区洲山町 1 丁目 55 番地の 1 トミービル 4 階)
事業種別	児童発達支援、放課後等デイサービス
定 員	10 名
指定年月日	平成 28 年 1 月 1 日
参 考	○児童発達支援 未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行うサービス。 ○放課後等デイサービス 学校（幼稚園・大学を除く）に就学している障害児に対して、授業の終了後や休業日に生活能力の向上のための訓練や社会との交流促進等の訓練を行うサービス。

2 処分の内容及び年月日

決定した処分	処分年月日
指定の取消し	平成 31 年 2 月 20 日（水）

3 処分の原因となる事実

(1) 不正な請求をしたこと（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号）

実際にはサービスを提供していないにもかかわらず、提供しているものとして障害児通所給付費を不正に請求し、受領した。人員配置基準を満たしていないにもかかわらず、人員配置基準を満たしているものとして障害児通所給付費を不正に請求し、受領した。

(2) 不正な手段により指定を受けたこと（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 8 号）

人員配置基準を満たす指導員を配置できないにもかかわらず、不正に法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定を受けた。

(3) 虚偽の変更届をしたこと（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 10 号）

児童指導員が勤務していない状態にもかかわらず、勤務しているものとして変更届を作成し、提出した。実地指導の際に、実際に雇用していない者について、勤務しているとする等の虚偽の報告を行った。

4 処分に伴う返還金額

不正請求による受領金額	34,971,143 円
加算金	13,988,457 円
合計金額	48,959,600 円

返還金は、偽りその他不正な行為により支給を受けた給付費であるため、当該給付費に 40%を加算した額を返還させる。（法 57 条の 2 第 2 項）

5 行政処分（指定取消し）による法人（株式会社ダイアリークリエイト）への影響

株式会社ダイアリークリエイトは、指定取消しの日から起算して 5 年を経過する間は法に基づく障害児通所支援事業の指定及び指定の更新を受けることができない。

また、欠格事由に該当する者が役員である法人及び管理者である事業所は、指定取消しの日から起算して 5 年を経過する間は児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の指定及び指定の更新を受けることができない。（法 21 条の 5 の 15 第 3 項 6 号）

欠格事由に該当するもの	代表取締役	福山 亮太
	取締役	福山 晃子
	事業所管理者	生田 真澄

○第二十一条の五の十五

①～② 略

③ 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号(医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。)のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。

六 申請者が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この条及び第二十一条の五の二十四第一項第十一号において「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

○第二十一条の五の二十四

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～四 略

五 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。

六～七 略

八 指定障害児通所支援事業者が、不正の手段により第二十一条の五の三第一項の指定を受けたとき。

九 略

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一～十二 略

○第五十七条の二

① 略

② 市町村は、指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者が、偽りその他不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。